

序 章

景観まちづくり計画とは

砺波市景観まちづくり計画



庄川堤防(桜並木)

① 魅力ある散居景観



昭和 60 年頃の散居景観

砺波平野は、富山県南西部に位置し、飛騨地方を源流として平野東部を北流する一級河川庄川と、平野西部を北流する一級河川小矢部川によって形成された扇状地です。水田が一面に広がり、その中に「カイニョ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた家々の点在する散村集落が、広範囲に見受けられます。その規模は国内最大級であり、日本を代表する農村の原風景として全国的に広く知られています。また、この風景は、居住の形態からも「散居」、「散居村」として広く人々に親しまれてきました。

砺波平野の開拓は、微高地で水が得やすいことなど条件の良いところから進められ、住居の周りを開墾することが農作業を行ううえで効率的なことから、散村の集落形態が広がりました。

カイニョは、防風雪林、建築材、燃料などとして活用されるだけでなく、夏の暑さや冬の寒さを和らげ、防音や空気の浄化作用など、人々に優れた住環境を提供しています。この自然豊かな空間は、木登りや昆虫採集など、子どもたちの格好の遊び場でもあります。こうした自然と身近に触れ合うことができる活動を通して、私たちは自然や人との付き合い方を学び、心豊かな人間性を育み、そこに住み継いできました。

また、散居村を訪れた人々は一様に感嘆の声を上げます。緑豊かな散居景観は、全国に誇ることができる本市を特徴付ける景観です。訪れる人々も魅了するこの景観を、そこに住む私たち一人一人が自らの資産として守り、育て、次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

② 景観計画の策定

先人が築き、住み継ぎながら親しんできた、貴重な歴史的・文化的資産である散居景観は、昭和30年代後半からのほ場整備に伴う農業の機械化、農業経営の兼業化、生活様式の変化、屋敷林の伐採、道路網の整備、住宅団地や工業団地の造成などにより大きく変化してきました。この変化の中で地域に住む私たちは、散居景観を構成する農地や屋敷林などとの関わりが希薄となり、地域で育まれてきた価値や魅力を感じるようになってきています。このような中、平成16年に「※景観法」が制定され、景観に対する国民の意識が高まってきたことから、地域を特徴付ける良好な景観の保全や創出が求められるようになりました。

本市では、平成18年度からの3か年で文化的景観保護推進事業を実施し、平成21年3月に「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」を刊行しました。その中で現状分析や市民意識調査等を行ったところ、約7割の人が「散居景観を後世に引き継ぐべきである」と回答されています。また、平成22年3月に「砺波市散村景観を考える市民懇話会」から市へ提出された提言書の中では、「散居景観を保護するためには、ある程度の規制も必要である」との意見が出されるなど、散居景観の保全に向けた市民の声が高まってきました。



現在の散居景観

「景観法」

平成16年6月、初めて制定された総合的な景観に関する法律。都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るための基本理念や国民、事業者、行政の役割を明確にし、景観の形成のための仕組みづくりや支援措置の創設などを行うもので、平成17年6月に全面施行された。

また、質の高い生活空間、個性や潤いのある生活環境の創出などに対するニーズも高まってきており、地域全体でそれらを生かした「景観まちづくり」を積極的に推進することが求められています。

そこで、散居景観をはじめとする本市の良好な景観の形成を推進するため、富山県との協議を経て平成24年3月に※景観行政団体となり、景観法に定める※景観計画として「砺波市景観まちづくり計画」を策定するものです。

③景観まちづくり計画

景観とは、屋敷林、水田、山、川、建物、道路、街路樹、看板、まち並み、伝統行事など、身の回りの風景であり、それらの要素が重なり合い、一体となって目に見え、耳に聞こえるものの全てです。

この景観は、山の上から見渡したり、下から見上げたり、同じ高さで見たりするほか、季節、時間など様々な視点から異なって見ることができます。また、先人が長い年月をかけて培ってきた歴史、伝統、文化、人々の暮らし、経済活動などの社会環境や気候、風土などの自然環境により形成されているものです。

このように景観は、地域の特色、価値や魅力を表す公共性の高いものであり、公共施設だけでなく個人や事業者が所有する建物、工作物、樹木などによってつくられる地域の共有資産といえます。

良好な景観とは、目に見える全ての景観要素の規模、形態、色彩などが調和した状態をいいます。自然や周囲と調和した色彩、デザインは良好な景観を形成して、人の心を和らげ、生活に潤いやゆとりをもたらします。また、地域らしさとなり、地域の価値や魅力を向上させることにより、まちは活性化し、住む人が地域に愛着や誇りを持つことができます。

景観まちづくりとは、景観の視点から、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識し、地域の価値や魅力を再発見することにより、地域や生活をどのように形づくっていくかを市民、事業者、行政が一緒に考え、共に活動していくまちづくりです。そのためには特別な景観やまち並みだけでなく、普通の景観も地域の個性を生み出していることから、それらをより良い方向に導くため、地域にふさわしい景観づくりを進めることが必要となります。また、景観づくりを通して、地域に愛着と誇りを持ち、ふるさとを意識することによって、住み良い生活環境をつくることもできます。

「景観行政団体」

景観法に定める景観行政を担う行政機関。景観計画の策定など良好な景観の形成のための具体的な施策を実施する。

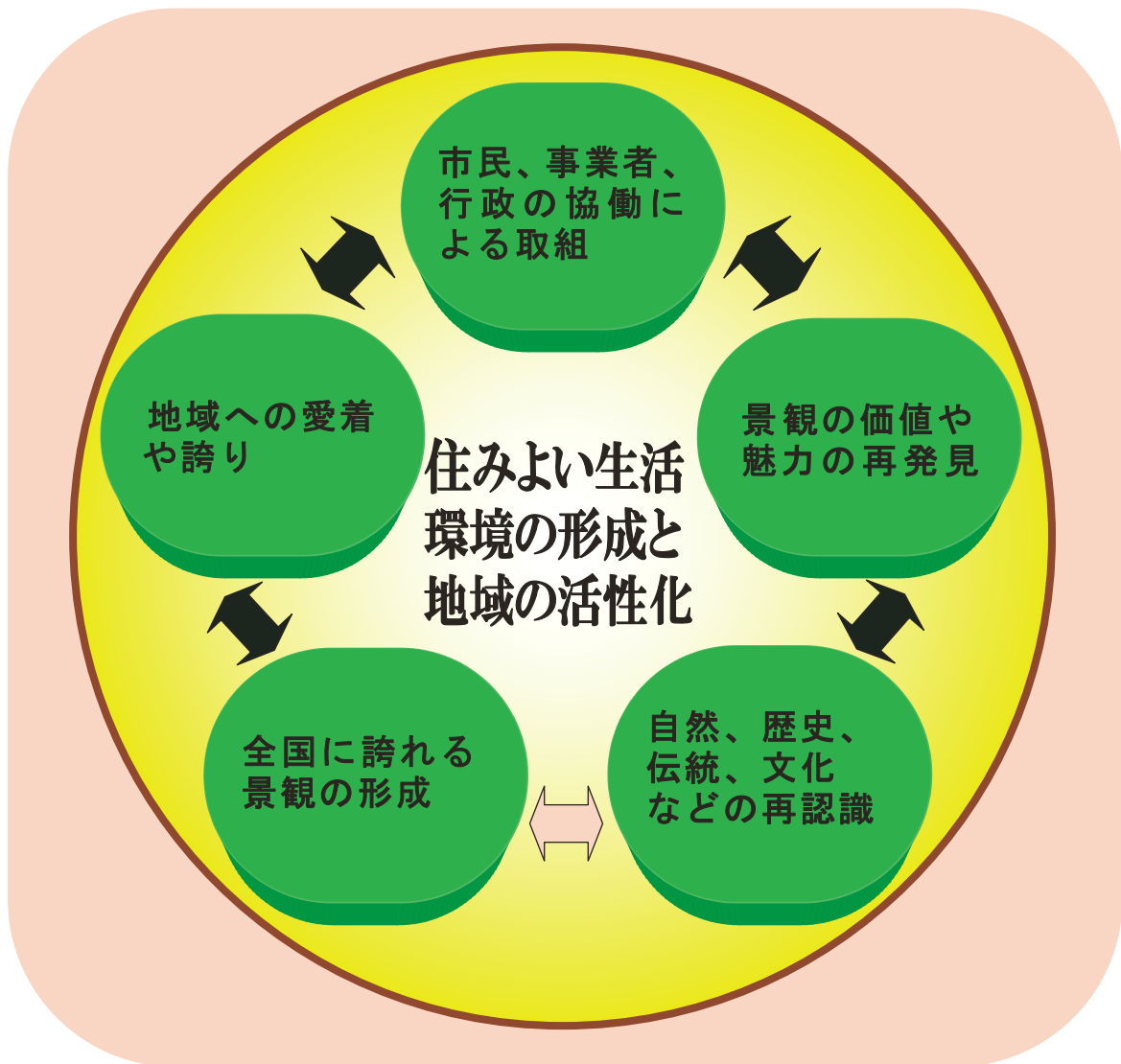
「景観計画」

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために策定する計画。

そのためには、土地、建物などの所有者や管理者のほとんどが市民、事業者であることから、一人一人が大切な存在であり、景観はみんなのもの、みんなで守り育てるものであることを認識し、地域のつながりをもって取り組む必要があります。

「景観まちづくり計画」とは、このようなまちづくりを目指して策定する計画であり、市民、事業者、行政が※協働で推進していくものです。

【景観まちづくりの仕組み】



「協働」

市民、事業者、行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて対等の立場で協力して活動すること。

